

名古屋市教育委員会告示第31号

名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第13条の規定により、名古屋市昭和生涯学習センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和6年11月1日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市昭和生涯学習センター	名古屋市昭和区石仏町1丁目48番地

2 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 運営業務に関する事
- イ 使用許可に関する事
- ウ 施設の利用料金に関する事
- エ 広告業務に関する事
- オ 施設管理に関する事
- カ 緊急時対応に関する事
- キ 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関する事
- ク 事業計画書及び事業報告書等の作成、保管及び提出に関する事
- ケ その他委員会の定める業務に関する事

(2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

- ア 基本の休館日及び基本の開館時間外の施設の供用
- イ 教室等の実施
- ウ 物販事業
- エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日までの 5 年間

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000178469.html>

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

〒461-0001 名古屋東区泉一丁目 1 番 4 号（名古屋市教育館 6 階）

電話番号 052-950-5031 ファクシミリ番号 052-950-5041

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。ただし、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

令和 6 年11月 1 日（金曜日）午前 9 時から11月11日（月曜日）午後 5 時までに公募参加表明書類を提出した上で、令和 6 年11月12日（水曜日）午前 9 時から11月15日（金曜日）午後 5 時までに、電子メールで予約申込みをしてください。申請書類を郵送で提出する場合も電子メールで連絡してください。

ウ 提出期間

令和 6 年11月20日（水曜日）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から

午後 1 時までを除く。) の間で、予約時に教育委員会が指定した日時に提出してください。ただし、郵送の場合は指定日必着とします。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課